

2009年10月20日

農林水産大臣
赤松広隆 殿

新たな『食料・農業・農村基本計画』に関する意見書

日本生活協同組合連合会
食料・農業問題検討委員会
委員長 三橋幸夫

現在策定を進めておられる2010年度からの新たな『食料・農業・農村基本計画』に対して、生活協同組合としての意見を述べさせていただきます。

農業は、人々の命を支える食料を供給する機能を持っており、国民と国の将来に重要な関わりがあります。同時に、土、緑、水などの資源保全や景観維持に貢献するといった多面的な機能も担っています。生物多様性の維持などにも配慮した環境保全型農業、バイオマスの活用など資源を有効に活用する資源循環型農業を推進していくことによって多面的機能を発揮していくべきです。

日本の農業は、担い手不足や耕作放棄地の増大、生産コストに見合った価格での販売ができない、農業収入だけで生活できる農家が少ないなど、営農の持続が困難な危機的と言える状況が続いています。このままでは食料の「自給力」がさらに弱まり、国民の命と安全すら脅かされることになると危惧します。国として最重要な課題と位置付け、早急に自給力を強化し、次世代に継承していかなければなりません。農業が活力を取り戻して再生し、持続していけるような農業政策の実行を期待します。これまでの農政では、自給力を回復することができず、自給率の低下に歯止めをかけることができませんでした。農政の責任はたいへん重大です。将来にわたる長期的なビジョンを描きつつ、直面している諸課題に大胆な改革をもって挑み、状況を打開していく農業政策が打ち出されることを期待します。

世界的には、人口増加、地球温暖化などによる気候変動、バイオ燃料の増大、金融・経済の危機、投機資本の動向などの要因が重なって、今後も農業生産や食料供給の面では不安定な状況が続くと予想されています。カロリーベース総合食料自給率が41%と、食料や飼料の多くを海外に依存している日本では、その影響の深刻さが増しています。一方で食料や飼料の大量輸入は、食料不足に悩む国々や人々に大きな負荷をかけていると認識せねばなりません。こうした食料をめぐる状況は、食料・エネルギー資源の偏在や貧困による購買力の格差も加わって、人々の生存に関わる問題や安全保障上の問題を引き起こしています。豊かな食を享受する人々と飢餓に苦しむ人々が併存するという人権、不平等の問題でもあります。これらの問題の解決のためには、各国の食料主権確立や食料安定供給確保をはじめとする世界的な取り組みが急務であり、我が国も最も重要な課題として取り組

んでいかなければなりません。

農林水産業のあり方は、地域社会の形成や地域経済の振興にも大きな影響を及ぼします。農業・林業・水産業を営むには、人々のネットワークや助け合いが欠かせませんが、現在の農山漁村では高齢化が進み、後継者不足から、機能不全に陥って崩壊していく集落があり、耕作放棄される農地も増え続けています。農山漁村の存続には、都市との人や物の行き来を活性化させるように検討していくべきです。こうした活動は農山漁村を守るだけでなく、都市に住む人々の命や環境も守ることにつながります。

生協は長年にわたり、産直活動、地産地消活動、農協・漁協・森林組合との協同組合間提携、都市農村交流事業などに取り組んできました。今後も農林水産業への関わりに留まらず、食生活の改善、食育の推進などの取り組みについても、地域の諸団体や行政と連携して推進していきます。

生協は、事業と活動を通じ、くらしのニーズと願いを実現するための消費者自身の自発的組織です。消費と生産は対置されがちですが、本来密接に関係し支え合うものです。その絆がどこかでほころびることになれば、いずれも存立しえなくなります。生協はそうした視点を大切に、消費から生産のあり方を考え、食料・農業の問題解決へ向けて積極的に実践していきます。その決意も込めて、以下の意見を表明します。

1. 食料安定供給確保と食料安全保障体制の充実

(1) 自給率向上への取り組みと多角的評価

- ①カロリーベース総合食料自給率は、食料自給の実態を国民の生存を支えるエネルギー(カロリー)の視点で把握するための重要な指標です。しかし、葉物・茎物野菜のような低カロリーの農産物の国内生産が増加しても、この自給率は向上せず、この数値だけをもって農業の到達点の評価を表すには不十分です。たとえば、国産の畜産物(肉類、卵、乳製品)をカロリーベース自給率へ算入する場合、家畜の飼養に利用した輸入飼料の分だけ、自給率が割り引かれることも、国民にはあまり知られていないことです。
- ②自給率目標の設定にあたっては、この指標に多様な自給率の指標を加え、多角的に評価を行い、食料安全保障体制の充実や自給力強化策の進捗点検にあたることを求めます。具体的には、生産額ベース総合食料自給率ではカロリーのない品目も反映するので、農業の力の推移を評価できます。重量ベース穀物自給率では国民の主食の状況が評価できます。品目別自給率では国民の食生活を支える主要品目の状況が評価できます。飼料自給率では、畜産物生産における飼料自給の実態という視点から評価できます。
- ③これらの自給率の情報が、自給率向上への取り組みの評価指標として認知されるように、食育活動、学校教育、マスメディアなどを通じて広く国民に提供されていくことを求めます。

(2) 自給力強化と自給力評価指標の導入

『食料・農業・農村基本計画』では、年を区切った自給率目標を掲げると共に、それらを着実に達成できるような自給力強化につながる施策の徹底に力を入れるべきです。これまでの基本計画に基づく諸施策では自給率を大きく回復させることができませんでした。その原因を明確にした上で、新たな計画が自給力強化において実効性あるものになることを求めます。そのためには自給力を支える3つの構成要素——担い手、農地、農業技術——の強化をはかる施策に集中して財政投入し、年毎の工程計画を策定し、到達目標を指標化し、定期的に評価できる仕組みを構築していくことを求めます。

(3) 日本型食生活の推進と国産農水産物の消費拡大

- ①我が国の食生活は、洋風や中華風の食事が急速に普及し、その内容が大きく変化しました。このことが自給率の低下に大きな影響を与えました。最も PFC 栄養バランス（たんぱく質・脂質・炭水化物）がとれていた食体系と言われる 1980 年頃の「日本型食生活」は、気候風土に根ざし長年の知恵によって磨かれた、国民の健康バランスに適した食体系だと評価されています。この食体系を基本にすえた食育活動や学校給食での取り組みを一層推進することで、現在の食生活のあり方について見直しを進め、その体系を支える品目を中心とした食料安定供給体制充実のための施策を求めます。
- ②また長年地域で培われた食文化（食材、料理メニュー）は、地域の気候風土に合い地域社会の振興にも寄与する大切な地域資源です。その保存や振興にも支援を求めます。
- ③国産農水産物の消費を拡大していくには、需要に応じた品目の生産、新たな需要を生み出すための研究、国産原料を使った商品開発などを進め、自給力を持続的に支えていくことも大切です。これらのことに努力する関係者を支援する施策を求めます。

(4) 海外からの安定調達と国際貢献

- ①世界の食料事情は大きく変化しており、食料の多くを海外に依存している我が国にとっては、国民への食料安定供給を確保する国の役割と責任は大きいと言えます。国は、自給力を強める諸施策を実行して、貴重な農地を耕作放棄地などとすることなく有効活用し、自給率を向上させる取り組みを一層進めるべきです。
- ②他方、日本の国土・農地の狭さを考えると、国民が必要とする食料の品目と量の全てを国内生産でまかなうことは現実的には困難です。不足する分を確保するために、海外関係国と連携し、日本の優れた農業技術の提供・支援などを通じた国

際貢献も行いながら国際協調をはかり、食料安定調達の方途を多様に確保していくことを求めます。

- ③WTO体制は、自由な貿易を維持・拡大するための重要な多国間協議の場です。昨年の世界食料危機の折には国家間の「食料主権」の問題が顕在化しました。食料の偏在とそれに起因する飢餓人口の拡大の問題、生物多様性に関わる生態系維持や植物防疫の問題、食料に関わる投機規制の問題なども、世界的な取り組み強化が急務です。これらの問題解決に向けて、WTO体制においても最大限の配慮がされるべきです。我が国の食料安全保障の体制を充実する視点で交渉を進めていくことを求めます。

(5) 不測の事態に備えた食料備蓄・自給力維持戦略の整備

- ①不測の事態が発生することにより食料輸入が途絶する場合に備え、主要品目の備蓄体制の充実を求めます。
- ②食料不足が長期化する場合に備え、平時から農地や担い手を確保し、米や麦などの主食を緊急増産する実行計画を整備しておくことを求めます。

2. 自給力強化

(1) 多様な担い手の育成・支援

①担い手支援

- 1) 農業生産額や農業所得を高められるように、生産・流通・販売にまたがる支援策の強化を求めます。
- 2) 営農持続のために、財政投入による直接所得補償制度の充実を求めます。この制度は、主業農家と兼業農家、両方の営農持続を支援すると共に、農業の多面的機能を維持することへの支援であり、公益につながるものと位置付けて設計し、国民的理解を醸成させながら実施していくことを求めます。
- 3) 主業農家が農業を持続し、拡大再生産して農業所得を増やしていけるように、経営規模の拡大や複合経営による所得の向上、経営の効率化による生産コスト縮減へ向けた支援策の強化を求めます。具体的には、農地の交換・集約化を進めて面的集積が進むようにする、農業協同組合、農業法人、研究機関、教育機関、行政などが連携して、コスト分析手法やマーケティング手法の導入・教育・普及を促進するなどです。
- 4) 兼業農家は、日本の農業を支え地域社会にも貢献する重要な一員です。パートナーである主業農家との連携を進める施策、生産意欲を失うことのないように生産コストを補う制度、限られた時間内でも農作業が可能となる支援策の充実を求めます。支援策の具体的内容は、省力・省時間での農作業が可能となる栽培品目や技術の普及、軽作業に適した農機の開発や農機リース制度、農作業代

行斡旋などです。

- 5) 中山間地域向けには、営農と多面的な機能を維持する活動への支援策の継続・充実を求めます。具体的には、直接所得補償制度による経済的支援の充実、中山間地でも生産しやすい作物の奨励・技術開発、耕畜連携の推進(畑作と畜産をうまく組み合わせた農業、飼料用作物の利用)、などです。
- 6) 環境保全に努力する農業を支援する施策を求めます。
- 7) 農業従事者が、その社会的役割や存在価値を実感できるような活動への支援策を求めます。具体的には、消費者との交流活動、食育活動への参加が盛んになるように支援する施策です。

②新規就農者支援

- 1) 農業後継者や非農家出身者などの若年者の就農を応援する施策の充実を求めます。具体的には、教育訓練機関の充実、指導者の育成、新規就農時ならびに就農後一定期間の資金援助、技術支援などです。
- 2) 都市から農村へ移住・定住する人々の就農を応援する施策の充実を求めます。具体的には、税制面での支援、就農教育、就農時ならびに就農後一定期間の資金援助、技術支援などです。
- 3) 熟年者のセカンドライフ就農を促進する施策を求めます。具体的には、税制面での支援、就農教育、就農時ならびに就農後一定期間の資金援助、技術支援などです。
- 4) 都市居住者による週末農業を促進する施策を求めます。具体的には、市民農園、畑付きセカンドハウス向けに耕作放棄地や遊休地を斡旋するなどの推進です。

③農業法人等団体や企業の新規参入推進

- 1) 不足する担い手を補うために、農村との調和をはかりながら継続して農業を行う意思のある団体や企業が、より参入しやすいような条件を整備することを求めます。その中から多様な人材や技術のネットワークを活用して、農業を活性化できる担い手が育つことを期待します。
- 2) ただし、参入した団体・企業が、安易に営農から撤退し耕作放棄してしまうことを防ぐために、農業委員会や行政機関などによる点検・監視・指導の体制強化と、悪質な行為への罰則強化を求めます。

(2) 農地の保全・有効利用

- ① 地域における農業の多面的な存在価値が認識され、農地の保全・有効利用が持続的に進められるような支援施策を求めます。また、農地利用に欠かせない農業用水などの基盤整備・維持のための施策も求めます。
- ② 改正農地法が2009年12月末までに施行される見込みとなっています。法の改正により、耕作規模の拡大や有効利用が進み経営改善につながることで、耕作放棄地の発生に歯止めがかかること、転用規制が厳格運用されることで農地が保全されること、法律の実効性が発揮されるような指導・監督が行政機関によって行

われることを求めます。

- ③改正農地法の実効性を増すために、農地情報台帳等のデータベースの整備・強化と活用推進を求めます。具体的には、所有者・利用者、利用状況、耕作放棄の有無などが正確に記録・管理・更新され、意思ある担い手の利用に資することによって、農地の有効利用が促進されるべきです。
- ④農地管理に重要な役割がある市町村農業委員会の活動の充実と併せて、公平性・透明性を高める施策を求めます。
- ⑤耕作放棄地や、中山間地域などでの農地の有効利用につながる施策の充実を求めます。

(3) 米の生産調整が最小限で済む方向での施策の推進

- ①米の生産調整によって、国内に潜在的にある自給力が活かされていないと認識しています。また、現状の制度内容では、米価下落に歯止めをかけることができず、生産調整に取り組んでいる生産者とそうでない生産者の間に不公平感があるなどの問題が生じており、このまま維持できる状況ではないと認識しています。生産調整には、生産過剰の際の調整機能や価格下落抑制機能が一定程度あると評価しますが、直接所得補償制度の充実を前提として、調整が最小限で済む方向での総合的見直しを求めます。
- ②事故米などの深刻な問題を生じたミニマムアクセス米制度は、国民の怒りを招き農政への信頼が崩れました。農政改革の推進と共に、流通管理の見直しを求めます。
- ③米消費向上の取り組みの継続を求めます。
- ④併せて米の多用途利用——具体的には飼料用米、飼料用稲、米粉の利用推進——や、他の作物(ex. 麦、大豆、飼料用とうもろこし、油脂用菜種)への転作奨励と、それらを支える生産コスト支援や技術支援などを整え、『水田フル活用対策』が長期的計画のもとで持続的に推進されることを求めます。
- ⑤主食用の米生産に偏り過ぎた農業経営の構造改革が推進されること、米生産を主業とする生産者の規模拡大・コストダウンへ向けての支援施策が用意されることを求めます。これらの施策には、長期的計画のもとで息長く取り組むことを求めます。
- ⑥これらの施策の前提となる生産調整の見直しが、米の生産過剰とそれによる急激な価格下落を引き起こす場合に備え、セーフティネットとして直接所得補償制度の整備を求めます。この制度の整備にあたっては、生産者の生産意欲を減退させないような運用、納税者の納得が得られるような丁寧な説明を求めます。

(4) 畜産業の振興

- ①畜産業を、自給率向上、自給力強化、農業・農村の振興に大きく資する方向で強

化していくべきです。農業全般の施策の中で、畜産業支援、耕畜複合経営支援にも配慮した施策を求めます。

②稲作や畑作との耕畜連携も大事です。全国的に盛んになりつつあり、生協としても利用を強めている「飼料用米・飼料用稲の作付け→飼料への利用→畜産商品購入」までのサイクルの拡大・強化に関する支援施策を求めます。また、資源循環型農業の視点で、家畜糞堆肥の活用についても支援施策を求めます。

(5) 農業技術開発、営農・経営指導の推進

- ①米(主食用米・飼料用米・飼料用稲・米粉向け米)の生産性を増す、生産・作業効率を上げるなどコスト削減を実現できるような技術開発の推進を求めます。また、環境保全、生物多様性保全や地球温暖化対策に配慮した稲作、畑作、園芸に関する技術開発の推進を求めます。
- ②米粉の多用途利用やコスト削減につながる技術開発の推進を求めます。
- ③米以外の主要品目についても、適地適作を促進する品種や栽培技術の開発、生産額アップやコスト削減に寄与する技術の開発推進を求めます。
- ④農業従事者の減少や高齢化を補う農業機械開発の推進を求めます。
- ⑤食品残さを活かす飼料(エコフィード)や肥料の利用技術開発の推進を求めます。
- ⑥環境保全型農業や資源循環型農業を支援する技術開発の推進を求めます。具体的には、土づくり、農薬を減らした栽培や有機栽培の技術、肥料や水の使用量を抑える技術、バイオマスの活用等資源循環に関わる技術などです。
- ⑦温暖化ガス排出量削減に関わる農業技術や削減量カウント技術の研究推進を求めます。
- ⑧遺伝子組換え技術は、世界でも限られた少数の企業によって実用化されている現状があります。国として開発状況の把握に努め、リスク管理、リスク評価を行い、この技術に関する良い面と懸念される面の双方の、国民への情報開示・リスクコミュニケーションを強化・継続することを求めます。また、遺伝子組換え原料の使用有無による商品の分別管理や、遺伝子組換え作物と非遺伝子組換え作物との種の交雑を防ぐ対策の強化を求めます。
- ⑨優れた農業技術を重点的に開発していくために、国、地方自治体、研究機関、民間企業、農業従事者などの技術ネットワークを整備・強化していく施策を求めます。
- ⑩農業技術を広め、農業経営を支援するため、農業改良普及センターや農業協同組合への支援も行い、営農・経営指導を強化していくことを求めます。また、教育機関の整備・充実を求めます。

(6) 農業生産を支える肥料や燃料の安定調達

肥料や燃料は、農業の自給力を支える重要な要素でありながら、原料の多くを海

外に依存しています。国内農産物と同様に、国産品の調達率を高める施策や、代替原料の技術開発、不足分の海外からの安定調達の施策を求めます。

3. 生産から消費までの連携と管理の強化

(1) フードチェーンにおける連携の強化

- ①農水産物や加工食品が、市場において安全で円滑に流通することは、国民全体の願いです。その実現のために、フードチェーンの川上(生産)から川下(消費)の間の交流や情報コミュニケーションの円滑化、適切な資源や利益の配分、温度帯に合わせた物流構築、生産者・加工業者・流通事業者を結ぶ農商工連携を後押しする施策の充実を求めます。
- ②川上から川下への展開には、生産者が加工や販売まで手掛ける、生産現場近くで加工工場を運営する、直売所やインターネットで直接販売するなどがあります。また、川下から川上への展開には、産地交流、産地消活動、消費者の生産への関わりなどがあります。フードチェーンを活性化するこれらの取り組みを後押しする施策の充実を求めます。

(2) 食料・食品の無駄や廃棄をなくす

- ①食料・食品の大切さを広める食育活動の推進を求めます。
- ②出荷せず廃棄されることも多い規格外品の流通促進、食品加工の過程で生じる端材の利用促進、食に適さない部位等のバイオマスを活用し循環させていく技術開発などを進める施策を求めます。
- ③食品の無駄を無くしていくことや飼料の自給率を向上させていくために、家庭、小売業、外食産業、食品加工業から発生する食品の残さを減らしていく活動を推進すると共に、残さを用いた飼料(エコフィード)や肥料の利用を一層推進する施策を求めます。
- ④大量の食品廃棄を生み出す要因と言われる基準外品の廃棄・回収のあり方、賞味期限表示のあり方などについて方針の整理を行い、食品廃棄の発生を抑制する取り組みや法制度の整備を求めます。

4. 食品の安全性の向上

- ①食品の安全を確保するには、各工程におけるリスク管理の強化が必要です。[原料生産ー加工ー保管ー流通ー販売ー消費]に至るフードチェーンの各工程でのトレーサビリティの確立を進め、安全性を担保する仕組みの導入を求めます。また、行政・生産者・事業者・消費者を含めたリスクコミュニケーションの充実を進める施策を求めます。

- ②リスク管理強化にあたっては、フード・セーフティー（食品安全）の視点だけではなく、フード・ディフェンス（食品防御）の視点も加えた研究・体制構築が進められることを求めます。
- ③フードチェーン全体での品質保証を実現するためには、全体で共通した品質保証の考え方をもち、工程管理の仕組みを構築することが重要です。国として、品質保証の考え方と工程管理を進めるガイドラインの考え方を示すべきです。その上で、これらの考え方を広めるための教育、システムや設備の充実への支援施策を求めます。
- ④農業生産における GAP（適正農業規範、農業生産工程管理手法）、食品の製造・流通における HACCP や ISO などの取り組みも、啓発のレベルにとどまらず実践的に普及していくことが重要です。また、関係者の負担軽減のために、国のリードによる各制度の基準や運用の統一もはかられるべきです。これらの取り組みが、生産から消費までのフードチェーンの各工程におけるリスク低減に実効性のある管理施策として、国と地方行政の適切な分担のもとに推進されることを求めます。
- ⑤消費者にとってわかりやすい一元的食品表示制度の整備を求めます。また、食品表示に関する不正が絶えない現状から、表示内容を監視する仕組みの一層の強化を求めます。

5. 国産農水産物の輸出促進や農業技術での国際協力

- ①国産農水産物の輸出を促進する施策の強化を求めます。特に米は、品質や食味、栽培技術(省力化、生産性向上等)の面で、日本が世界に誇りうる商品です。その他にも野菜類・果実類・花き類・畜産物・水産物などで、高品質を特徴として今後一層の輸出拡大ができると思われる商品があります。これらの商品の輸出促進は国内農水産業の活性化につながり、世界の食料市場の発展にも貢献できると確信します。
- ②世界的に見ても先進的な日本の農業技術を、ODAなどを通じて海外諸国に提供することで国際協力や世界的食料確保に貢献していけるように、推進施策の強化を求めます。

6. 食料・農業・農村に関する活動ネットワークの充実

生協は、国産原料を活用した商品の開発、産直活動や地産地消活動の推進、生産者と組合員の交流、食育活動、料理教室、里山の保全活動、田んぼの生き物調査、グリーン・ツーリズムなど、食料・農業・農村に関わる事業と活動を実践してきました。このような農村から食卓までつながるネットワークは、全国に広がっています。ネットワークを充実させることで、食料・農業・食育などの政策への国民的理解が広がっていくはずで、これらを行政として支援する施策の充実を求めます。

7. 自給力強化を支える財政投入のあり方

- ①国や地方自治体の財政が厳しい状況であることを考え、財政投入は、自給力を支える3つの構成要素——担い手、農地、農業技術——や、環境保全型農業、資源循環型農業の強化施策を重点対象とし、各種の基盤整備や補助金などで複雑になっている制度を改めて、わかりやすく効率的に行われることを求めます。
- ②関税や生産維持のコストを商品価格に反映させている「消費者負担施策」が、消費者の生活の負担になっている現状を広く知らせるべきです。その上で、個人・法人の税金を財源とする財政投入による「納税者負担施策」——直接所得補償制度や生産維持のための補助金など——へ重点を移していくことを求めます。その施策の設計・実行にあたっては自給力強化・自給率向上に役立つようにすること、また国民的議論を深め合意形成を丁寧にはかかっていくことを求めます。施策は、生産と消費の活力、生産者と消費者の生活、購買行動などに大きく影響すると考えるからです。
- ③財政投入の後には、定期的に用途内容を点検し、財政措置の効果評価を厳密に行い、その結果を国民に公表することで透明性が確保されることを求めます。

8. 「食料・農業・農村基本計画」を実現する施策作りと推進体制

- ①関係閣僚会合、実務者による連携会議など、関係府省庁間の連携強化を求めます。
- ②施策の策定・実施にあたっては、全国一律の施策だけでなく、地域の状況を考慮した地域別施策も重視することを求めます。
- ③国や地方自治体には、施策の策定、目標と日程の設定、結果評価に際して、国民や地域住民の参加、生産から消費に至るフードチェーンの関係者の参加を積極的に進めることを求めます。関係者の論議やコミュニケーションの場づくりを充実させ、施策策定の経過や進捗状況、施策終了時の結果評価(達成・未達成の要因分析、施策の効果、財政措置の効果など)が、国民にわかりやすく、広報、情報開示されることを求めます。
- ④教育機関(小・中学校などの給食や授業を通じて)やマスメディアとの連携を強め、食料・農業問題、農政問題、食育などについて、国民への情報提供、理解促進を進めていくことを求めます。具体的には、以下のような内容が、多くの国民にわかりやすく伝えられるべきです。
 - 1)世界や日本の食料事情、世界的飢餓の実態
 - 2)食生活改善への取り組みの重要性(日本型食生活の効用、栄養バランスなど)
 - 3)学校給食のあり方
 - 4)食品廃棄の実態と削減への取り組みの重要性

(以上)

日本生活協同組合連合会 食料・農業問題検討委員会

- 委員長 三橋幸夫 (コープ中国四国事業連合理事長、日本生協連常任理事)
委員 前濱喜代美 (コープさっぽろ理事)
伊藤明世 (コープ東北サンネット事業連合常務理事)
赤松 光 (コープネット事業連合理事長、日本生協連理事)
山本伸司 (パルシステム連合会常務執行役員)
安藤弥生 (ユーコープ事業連合常務執行役員)
徳升孝司 (東海コープ事業連合常務理事)
福永晋介 (京都生協産直・地産地消推進担当)
濱田芳郎 (コープこうべ常務理事)
原田省二 (コープかごしま理事長、日本生協連理事)
大泉一貫 (宮城大学副学長)
中嶋康博 (東京大学大学院農学生命科学研究科准教授)
石川 廣 (生協総合研究所専務理事)
芳賀唯史 (日本生協連専務理事)
飯村 彰 (日本生協連常務理事)